

附則

(実施期日)

この約款は、平成 29 年 8 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 9 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 11 月 1 日から実施します。

なお、料金表 料金表 I 利用料・工事費等 第 10 基本使用料、付加機能使用料別表 のみに関しては平成 29 年 11 月 2 日より実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 12 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 1 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 3 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 4 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 5 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 6 月 1 日から実施します。

(経過措置)

当社は、この改定規程実施の日から平成 31 年 2 月末までの間に、新たに住宅用 J:COM PHONE プラスサービスに申込みがあり当社が承諾した加入者のうち、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により居住継続が困難になった被災者もしくは国から避難指示等が出された地域からの避難者であることの申し出があり、かつ機器等の設置場所が、行政機関が被災者および避難者に提供する、応急仮設住宅もしくは公営住宅である期間に限り、本約款および料金表の定めに関わらず、平成 31 年 3 月末まで住宅用 J:COM PHONE プラスサービスの基本料金を 476 円（税込 514 円）とします。

2 当社は、前項に定める提供条件の確認のために、証明書類の提示を求める場合があります。

J:COM PHONE プラスサービス

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 7 月 1 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 10 月 18 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 30 年 11 月 22 日から実施します。

(実施期日)

この改正規定は、平成 31 年 1 月 1 日から実施します。